

NPO 消費者市民ネット21 NEWS LETTER No.6

公正で持続可能な社会をめざして

代表理事 酒井はるみ

昨年度初めて「水戸市消費生活センター」の業務を受託した。また、今年度からは向こう3年間受託できることになった。消費者相談や消費者被害の救済、さらに消費者の自立を支援する場を得ることができた。会として特色ある活動を展開できる拠点となる。昨年は消費者大学に消費者大学院を上乘せしたが、かなりの受講生が両方を受講するという嬉しい結果となった。ここから受講生が得た知を消費者市民に届ける活動や自身の専門性を高め消費生活専門相談員など資格の取得さらには職業につなげることも視野に入ってきて次の企画を考えつつある。

NPOとセンターが協力して行った小・中学校や市民団体・施設へのフェアトレードの出前授業はとても好評であった。経済の極端な南北間格差のなかで展開される過酷な児童労働の現実や学習の機会まで奪われる子どもの人権剥奪など、動画だったためより印象的に届けることができた。今年は食品ロスもとりあげる予定である。

消費者問題は消費者と商品が金銭・サービスで循環するところに存在する。その意味で当NPOの目指す平等・人権・多様性そして平和・持続的発展にピッタリなのだ。今後とも消費者問題が活動の中心に位置づけられるであろうことは言を俟たない。現在のNPOの実働メンバー数から無理を言えないことは十も承知であるが、消費者の拠点の家族のかたちの変容や外部化されていく福祉をどうとらえるか。公正で持続可能な経済・社会・環境をめざす消費者市民社会の構築、エシカル（倫理的）消費など今年度も課題山積である。



平成30年度水戸市消費生活センター 委託事業を開始しました

消費者市民ネット21は、昨年消費生活センター業務を一般競争入札で落札、1年間の業務を無事終了しました。本年度はプロポーザル方式で決定。新しく建



築士による専門相談を導入し、相談員も1名増員、私も昨年に引き続きセンター長として任を拝し、出発しました。

水戸市が20年度からセンターを民間に委託した理由の一つは専門性を生かした業務を遂行し、市民サービスの向上を目指すためでした。センターの業務は消費者相談と消費者被害をなくすための啓発や教育の2本の柱です。4月に入り架空請求の相談が250件以上と殺到しています。相談員は架空請求として情報提供し、相談者には無視するよう、連絡を取らないよう、被害防止のため周囲の方にも伝えてくださるよう応答しておりますが、市民にはセンターや市のホームページ、ラジオ放送、新聞社、水

戸市が登録しているSNS、出前講座などを通してスピード感を持って情報提供しました。このようなスピード感と丁寧な相談の両立が本年度の目標で、さらに国連で2015年に採択されたSDGs（持続可能な開発目標）のキーワード「誰ひとり取り残さない」との想いも重なります。

もう一つの柱、消費者教育・啓発は、29年度は水戸市教育委員会の指定する5つの小・中学校の家庭科、社会科で環境問題や児童労働問題解決の一つであるフェアトレードについての授業が実施できました。「自らの行動が社会を変える」と明記されている水戸市の消費者条例、消費者教育推進計画に基づき、28年度に消費者市民ネット21が、小学校における消費者教育を手がけた実績の効果もあると思います。

水戸市が目指す「消費者市民社会の形成」には、消費者の権利の尊重と自立が必要です。本年度は改革を成し遂げた明治維新から150年目。消費行動の意識の変革を培うため、ライフステージの中で切れ目のない消費者教育・啓発の実現を目標にしています。会員の皆様の更なるご支援とご協力をよろしく願いいたします。

水戸市消費生活センター長 田山 知賀子

=こ れ か ら の 行 事 予 定=

○水戸市環境フェアに出展 6月3日(日) 10:00~16:00

場所：水戸市千波公園ひろば

テーマ：エシカル消費を進めよう

内容：エシカルについての展示、クイズ、フェアトレード商品の展示即売など。

ブースは水戸市消費生活センターのお隣を予定しています。

会員の皆様もぜひ足をお運びください。

お手伝いできる方は松本までご連絡ください。

○2018年度総会 6月10日(日) 10:00~12:00Am

場所：みと文化交流プラザ

議事：⇒別紙のとおり

ご出欠は同封のはがきにて、またご欠席の方は、必ず委任状のご提出をお願いいたします。

○平成30年度消費者月間「消費者市民のつどい」6月16日(土) 1:30~3:30Pm

別紙チラシ参照

これからの消費行動の指針となる「エシカル」についての講演会。ぜひご参加ください。

申込みはチラシ裏面をご覧ください。または松本にご連絡いただいても結構です。



はがきによる架空請求にご注意!

～最近の消費者相談から～

最近、50代から80代の女性宛に、「消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届くといった相談が多く寄せられています。はがきには、商品名が書いておらず、代金を支払わないために訴訟になっているという文言も見られます。期日までに連絡がない場合は、動産や不動産が差し押さえになるとも書かれています。受け取った方々は身に覚えはないものの、訴訟・裁判・差し押さえなどという文言が書かれているため、怖くなってしまわれる方もあります。

差出人は法務省と関わりがあるような名称を使っていますが、法務省のホームページには法務省とは全く関係ないことが掲載されていますし、はがきもそのままアップされています。

こちらから電話をすると、「弁護士を紹介する、弁護士の費用として10万円支払え」などと言われたりします。訴訟取り下げ期日と連絡先を記載して、受け取った方から電話をもらい、うそを言って代金を騙し取ることが目的の架空請求と思われます。くれぐれも電話をしないこと、無視することが肝要です。

会員の皆様、はがきが届いてどうしようと相談されたときは、無視するようご助言くださいね。

消費生活相談員資格取得受験対策講座

実施のお知らせ

水戸市が消費生活センターの業務を民間委託した理由の一つが「専門性を生かした業務の遂行ができる」ということですが、そのため、本年はNPO主催、水戸市消費生活センターと共催で、「消費生活相談員」という国家資格を取得するための受験対策講座を実施します。

内容は、専門家講師による、過去数年にわたって出題された試験問題の解説および県内有志弁護士による法律問題の講義です。時期は5月27日に始まり、6月24日、7月29日、8月26日、9月23日のいずれも日曜日午前9時30分から午後4時10分までの1日3コマです。

詳しく知りたい方、興味関心のある方は事務局の松本までご連絡ください。また下記ホームページにも掲載しています。

NEWS LETTER NO6 (2018. 5. 9)

編集発行

特定非営利活動法人 NPO 消費者市民ネット 21

事務局 松本由美子

<http://syouhiyashimin-net21.org>

E-Mail info@syouhiyashimin-net21.org